

長期駐車自転車の保管開始について

日向市駅高架下駐輪場に長期駐車してある自転車等の保管について、日向市自転車等駐車場条例施行規則第7条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月17日

日向市長 西 村 賢



記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 駐輪場の名称 | 日向市駅高架下駐輪場 |
| 2 保管自転車等の台数 | 自転車 32 台 |
| 3 自転車等を撤去し、保管した日 | 令和8年9月15日 |
| 4 保管自転車等の返還を申し出る場所 | 日向市 建設部 都市政策課 総務・交通係
電話0982-66-1030(直通) |
| 5 保管自転車等を返還する日時及び場所 | 令和8年9月15日 ～ 令和8年12月18日
土曜、日曜、祝日、振替休日を除く9時から17時
日向市大字富高2203番地1
(日向市 市民環境部 環境政策課敷地内) |